

玉川漁業協同組合
和内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、玉川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、あゆ友釣、あゆ溝釣、あゆ餌釣又はあまご竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	いなみの辻から犬戻りまで	3月1日から3月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から7月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あゆ	友 釣	竿は一本まで
	溝 (ヨーヨー) 釣	〃
	餌 釣	
	網 漁	10m 未満の網 4 把
20m 未満の網 2 把		
あまご	竿 釣	竿は一本まで

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あゆ	友 釣	5月26日から6月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から12月31日まで
	溝 (ヨーヨー) 釣	9月1日から9月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から12月31日まで
	餌 釣	
	網 漁	8月10日から9月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月30日まで
あまご	竿 釣	3月1日から3月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	関西電力(株)旧堰堤跡から上流 200mの範囲内	第5条表中網漁解禁まで
あまご	上筒香支川白石谷川	3月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。それに消費税を加算した額とする。ただし、あゆ友釣については、遊漁者が18歳以下のときは無料、あゆ友釣以外については、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生のときは次表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、すべての魚種、漁具・漁法において、遊漁者が肢体不自由者のときは次表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ただし、あゆ友釣の遊漁料を納付している遊漁者は、あゆ溝釣・あゆ餌釣の遊漁料を別途支払う必要はない。

魚 種	漁具・漁法	遊漁券の名称	期 間	遊漁料
あゆ	友 釣	日 券	1 日	3,000 円
		年 券	1 年	10,000 円
	溝 釣 餌 釣	日 券	1 日	1,000 円
		年 券	1 年	3,000 円
	網 漁	網 券	1 日	3,000 円
あまご	竿 釣	日 券	1 日	3,000 円
		年 券	1 年	5,000 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 玉川漁業協同組合事務所（九度山町河根 145 番地の 5）
- (2) 玉川漁業協同組合が指定した者
- (3) 玉川漁業協同組合が指定したオンラインシステム（電子遊漁券）

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載としたによる遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

- ・入漁に際しては、必ず本証を携帯すること。
- ・監視員の要求があった場合は、提示すること。
- ・紛失しても再発行はしない。
- ・不正行為があった場合は、本証を無効扱いとする。

(8) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項

- ・監視員は漁場を巡回して遊漁者に対し遊漁承認証の確認をする。
- ・監視員は釣り場の案内、制限事項の指導等をする。
- ・監視員は法令又は規則に従い違反操業の防止に努める。
- ・監視員は増水などの危険な状況で河川に入る人に注意を呼び掛ける。

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第8条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊漁料の額
あゆ	友 釣	1 日	3,000 円
		1 年	9,000 円
	溝 釣 餌 釣	1 日	1,000 円
		1 年	3,000 円
あまご	竿 釣	1 日	3,000 円
		1 年	4,000 円

